

公害診療報酬等の 請求の手引き

川崎市健康福祉局保健医療政策部

環境保健・アレルギー疾患対策課

目次

公害診療・調剤・訪問看護報酬の請求について・・・・・・・・・・ P 2

請求にあたっての注意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

公健法の規定による診療報酬の額の算定方法について・・・・・・ P 5

請求書及び明細書の記載について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7

【参考資料】 請求書・明細書記入上の注意・・・・・・・・・・ P 19

公害診療・調剤・訪問看護報酬の請求について

本市の公害健康被害補償制度の運営につきましては、日頃から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度貴院を受診された公害医療手帳をお持ちの方は、「公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）」（以下「公健法」という。）に基づき認定されている公害健康被害被認定者です。

公害健康被害被認定者の指定疾病（慢性気管支炎・気管支ぜん息・ぜん息性気管支炎・肺気しゅ及びそれらの続発症）に係る医療費につきましては、他法に優先して公健法が適用され、全額が公費負担となりますので、公害医療費につきましては、次により御請求くださいますようお願いいたします。

1 請求時必要書類

- (1) 川崎市公害医療機関（薬局）登録用紙 ※初回請求時に御送付ください。
- (2) 公害診療報酬等請求書
- (3) 公害診療・調剤・訪問看護報酬明細書

2 提出締切日

診療月翌月の10日（必着）

※10日が土日・祝日の場合は、翌開庁日必着。締切日を過ぎての到着分は翌月扱いとなります。

3 提出先

川崎市健康福祉局保健医療政策部環境保健・アレルギー疾患対策課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

※ 川崎市内医療機関の場合

川崎市内各区役区民サービス部保険年金課

4 問合せ先

川崎市健康福祉局保健医療政策部環境保健・アレルギー疾患対策課

電話 (044) 200-2488

5 支払い方法

川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会の審査を経て市が直接貴院御指定の口座に振込みます。

毎月10日までの請求分については、原則、当月末（当月の金融機関の最終営業日）にお支払いします。

請求にあたっての注意

第1 公害診療報酬の請求について

1 公健法の対象となる医療について

公害医療費（全額公費負担）として請求できるのは、公害健康被害被認定者の指定疾病（慢性気管支炎・気管支ぜん息・ぜん息性気管支炎・肺気腫及びそれらの続発症）に係る医療費のみです。指定疾病以外の治療を同時に行ったときは、公健法分と他法分とに分けて請求してください。その際、再診料、処方せん料等については主病と判断した方に請求し、二重に請求することのないように注意してください。

2 指定疾病の続発症（合併症）については、次の事項に留意してください。

- （1） 指定疾病の続発症について治療を行ったときは、レセプトの疾病名欄に続発症の病名を記入し、続発症を発症した経緯及び指定疾病との関連性について詳記すること。
- （2） アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、急性湿疹、慢性湿疹、癌等の疾病については、指定疾病の続発症としては認められないこと。
- （3） 糖尿病が、ステロイド剤の長期大量投与により発症したものとして、指定疾病の続発症と認められた場合においても、糖尿病性網膜症等の糖尿病のコントロール不全による合併症については、指定疾病の続発症とは認められず公害診療の対象とはならないこと。

3 薬剤の処方については、次の事項に留意してください。

- （1） 指定疾病及びその続発症（合併症）に適応のない薬剤を処方したときは、レセプトに処方理由を記載すること。また、その場合において院外処方のときは、処方せんに処方理由を記載し、調剤のレセプトの摘要欄にも処方理由を記載するように薬局へ依頼すること。

4 特定薬剤治療管理料の算定については、次の事項に留意してください。

- （1） 血中濃度を測定している薬剤名及び初回の治療管理を行った年月を摘要欄に記載のこと。
- （2） 4ヶ月目以降に算定できる点数は、所定の点数の100分の50に相当する点数であること。

5 在宅酸素療法指導管理料の算定については、次の事項に留意してください。

（具体的な事項は健康保険の点数表の解釈によること。）

- （1） 在宅酸素療法が必要とされる患者は、障害等級が特級または1級の一部と考えられるものであること。
- （2） 高度慢性呼吸不全全例の患者のうち、導入時に動脈血酸素分圧55mmHg以下の者、及び60mmHg以下で医師が必要と認めた者であること。
- （3） レセプトの摘要欄に当該月の動脈血酸素濃度分圧または動脈血酸素飽和度を記載すること。
- （4） この管理料を算定した場合は、公害外来療養指導料は算定できないこと。

6 注射については、次の事項に留意してください。

(1) 使用した薬剤については、「~~84~~薬剤」の項で算定すること。

7 検査については、次の事項に留意してください。

(1) 公害診療における経皮的動脈血酸素飽和度測定の対象は、「呼吸不全であって、酸素吸入を現に行っているもの又は酸素吸入を行う必要があるもの」であること。

(2) 肺がん及び肺結核等の鑑別検査は原則認められないこと。

(3) ツベルクリン反応、HBs抗原、梅毒反応、CRP、細菌分離培養、喀痰細胞診等の検査は、原則認められないこと。

(4) 指定疾病及びその続発症（合併症）に適応のない検査を施行したときは、施行理由をレセプトに記載すること。

8 他疾病入院における診療実日数の記載については、次の事項に留意してください。

(1) 入院日数をそのまま記載するのではなく、指定疾病に関する診察、調剤、医学的処置等を行った日数を記載すること。

(2) 調剤を行った日数とは、投薬日数ではなく実際に医療機関において調剤行為が行われた日数であること。

※ 公健法に基づき公害健康被害被認定者に支給する療養手当は、診療実日数を基準に支給するものであるため、正確な診療実日数の記載をお願いします。

第2 公害訪問看護報酬の請求について

1 「心身の状態」の欄については、次の事項に留意してください。

(1) 在宅酸素療法の有無について記載すること。

(2) 特に指定疾病に起因する日常生活動作（ADL）の状態について、具体的に記載すること。

(3) 動脈血酸素分圧または動脈血酸素飽和度のデータ、及びその測定環境を記載すること。

2 「提供した情報の概要」、「特記事項」の欄については、次の事項に留意してください。

(1) 「指定疾病に関する機能回復訓練や生活指導」など、公害訪問看護利用者が実際に受けたサービス内容を具体的に記載すること。

(2) 公害訪問看護の必要性が指定疾病に起因していることを明確にすること。

(3) 公害訪問看護内容と指定疾病との関係性を明確にすること。

※ 当該訪問看護業務が、単なる生活介助業務や、指定疾病以外の要素を主因とする訪問看護業務ではなく、「公害訪問看護業務」であることを明確にするため、指定疾病及びその続発症の症状に対して、看護師としてどのような活動を行ったのか、その処置内容、業務内容について、なるべく詳細に記入してください。

公健法の規定による診療報酬の額の算定方法について

第1 公害疾患特掲診療費

- 1 公害疾患相談料 28点
(月2回算定可、初診日または入院中の算定不可)
再診時に、患者からの相談に応じて、適切な療養上の指示を与えた場合に算定できる。

- 2 公害外来療養指導料 510点
(月1回算定可。ただし、初診の日から1月以内、または退院後1月以内は算定不可。特定疾患療養管理料、在宅時医学総合管理料または在宅療養指導管理料を算定している場合は算定不可)
指定疾病に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養、安静、運動、日常生活その他療養上必要な指示または指導(温泉療法もしくは気候療法の指示または喀痰排出訓練指導療法、ぜん息体操療法もしくは呼吸訓練療法の指導を含む。)を行った場合に算定する。

- 3 ネブライザー加算 71点
居宅において療養を行っている患者に対して、ネブライザーまたは超音波ネブライザーを貸与し、療養上必要な指導等を行った場合は月1回に限り、公害外来療養指導料に710円(71点)を加算することができる。

- 4 公害入院療養指導料
指定疾病が主病である入院患者に対して指定疾病に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養、安静、運動、日常生活その他在宅療養上必要な指導(在宅酸素療法、喀痰排出訓練指導療法、ぜん息体操療法もしくは呼吸訓練療法の指導を含む)を行った場合に算定する。

- (1) 病院に収容されている患者の場合(1日につき)
イ 入院の日から起算して3月以内の期間 75点
ロ 入院の日から起算して3月を超えた期間 125点
(2) 収容施設を有する診療所に収容されている患者の場合
(1日につき) 75点

- 5 清浄空気室管理料 58点
別に環境大臣の定める施設基準に適合していると都道府県知事または公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項の政令で定める市の長が認めた清浄空気室に患者を収容した場合に算定する。

第2 入院中の食事療養に係る診療報酬

入院中の食事療養に係る診療報酬の額の算定は、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）別表食事療養及び生活療養の費用額算定表の第一食事療養の例により算定した額に 1.2 を乗じて行うものとする。

第3 その他の診療報酬

1 薬剤料、特定保険医療材料料、フィルム料、酸素その他の費用

1点10円欄に点数を記入

2 その他

（1）入院レセプトにより請求するその他の診療費

健康保険診療報酬の点数を1点12円欄に記入

（2）入院外・調剤レセプトにより請求するその他の診療費

健康保険診療報酬の点数を1点15円欄に記入

請求書及び明細書の記載について

I 公害診療報酬請求書及び公害診療報酬明細書に関する事項

病院又は診療所である公害医療機関の診療報酬の請求については、公害診療報酬請求書に公害診療報酬明細書を添えて行うものであること。

第1 公害診療報酬請求書（様式第一号）については、次により取り扱われたいこと。

- (1) 「 年 月分」欄について
診療の行われた年月を記載すること。
- (2) 「件数」欄について
公害診療報酬明細書の件数の合計を記載すること。
- (3) 「金額」欄について
入院分については様式第二号(一)の「合計」欄の「⑦」欄の、入院外分については様式第二号(二)の「合計」欄の「⑤」欄の請求金額の合計を記載すること。
- (4) 「 年 月 日」欄について
公害診療報酬請求書を提出する年月日を記載すること。
- (5) 「医療機関コード」欄について
診療報酬請求書等の記載要領等について（昭和51年8月7日付け保険発第82号。以下「厚生労働省記載要領通知」という。）別添2第4によりそれぞれの医療機関について定められた医療機関コード7桁を記載すること。
- (6) 「公害医療機関の所在地 名称」欄について
公害医療機関である病院又は診療所の所在地及び名称を記載すること。
- (7) 「開設者の氏名又は名称」欄について
開設者の氏名又は名称を記載すること。
- (8) 「都道府県知事（市長）殿」欄について
自治体名を次の例にならい記載すること。
(例) ○○県知事殿、○○市長殿、○○区長殿

第2 公害診療報酬明細書（様式第二号）については、次により取り扱われたいこと。

- 1 入院及び入院外はそれぞれ別個の公害診療報酬明細書を使用すること。
- 2 公害診療報酬明細書（入院）の記載上の注意事項は次のとおりであること。
 - (1) 「 年 月分」欄について
診療の行われた年月を記載すること。
 - (2) 「公害医療手帳の記号番号」欄について
公害医療手帳の記号番号を記載すること。
 - (3) 「氏名」欄について
ア 診療を受けた者の氏名を記載すること。

イ 「1男 2女」欄は、該当する性別を○で囲むこと。

ウ 「1明 2大 3昭 4平 年生」欄は、該当する元号を○で囲み、生まれた年を記載すること。

(4)「公害医療機関の所在地及び名称」欄について

公害医療機関である病院又は診療所の所在地及び名称を記載すること。

(5)「疾病名」欄について

第一種地域に係る被認定者の場合、「(1)」の項においては、当該被認定者の認定疾病に該当する疾病名に付された記号を○で囲み、「(2)」以下の項には、当該診療報酬請求に係る診療の対象とした認定疾病の続発症名をすべて記載すること。

(6)「診療開始日」欄について

「疾病名」欄に記載した疾病の診療開始日を当該疾病名を記載した項に記載すること。

認定疾病が複数ある場合は、「(1)」の項に認定疾病の記号と併せてそれぞれの認定疾病の診療開始日を記載すること。

(7)「転帰」欄について

治癒した場合には「治癒」を、死亡した場合には「死亡」を、中止又は転医の場合には「中止」をそれぞれ○で囲むこと。

なお、「疾病名」欄の疾病名が複数ある場合は、「疾病名」欄の該当する番号を記載すること。

(8)「診療実日数」欄について

入院日数を記載すること。

他疾病を主として入院している場合には、認定疾病に係る療養を行った日数（診察、調剤、医学的処置等を行った日数）を数え付記すること。

(9) 公害診療報酬明細書の点数表示欄について

公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成4年5月29日環境庁告示第40号。以下「公害診療報酬告示」という。）別表「第1章公害疾患特掲診療費第2入院料」及び「第3章その他の診療報酬1薬剤料、特定保険医療材料料及び放射性粒子、酸素その他の材料の費用」については、「(1点10円)点」欄に点数を記載すること。「第3章その他の診療報酬2その他」については、「(1点12円)点」欄に点数を記載すること。

(10)「㊟注射」欄について

注射の手技料を算定した場合は、注射の種類を記して回数及び注射の手技料に係る点数を記載すること。薬剤料、特定保険医療材料料については、薬剤の項に回数及び点数を記載し、その内訳については、「摘要」欄に所定単位あたりの使用薬剤の薬名、使用量及び回数等を記載すること。

(11)「㊟画像診断」欄について

画像診断に当たって薬剤、特定保険医療材料料を使用した場合は、「フィルム等」の項に回数及び点数を記載すること。

(12)「㊟入院」欄について

ア 「入院基本料・加算」の項には、入院基本料に係る1日当たりの所定点数（入院基本料及び入院基本料等加算の合計。なお、入院期間に関わらず、診療報酬の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）第1章第2部の例によること。）及び日数を「×日間」の項に記載し、それらを乗じて得られる点数の合計を「(1点12円)点」

の欄に記載すること。ただし、入院基本料が月の途中で変更した場合はそれぞれの所定点数と日数について同様に記載すること。

なお、入院基本料と入院基本料等加算を区分して、同様に記載することも差し支えない。

イ 「公害入院療養指導料」の項は、入院患者に対して指定疾病に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養、安静、運動、日常生活その他在宅療養上必要な指導を行った場合に、その所定点数を算定すること。

公害入院療養指導料の点数が月の途中で変更した場合は、公害診療報酬告示別表第1章の第2の1の(1)に掲げる入院の日から起算した期間によって定まる1日当たり所定点数及び日数をそれぞれ「×日間」の項に記載し、それらに乗じて得られる点数の合計を「(1点10円)点」の欄に記載すること。

ウ 「清浄空気室管理料」の項は、入院患者を当該室に収容した日数及び点数を記載すること。

エ 「その他」の項は、特定入院料等を算定した場合にその点数(入院期間に関わらず医科点数表第1章第2部の例によること)を「(1点12円)点」欄に記載すること。また、「(1点12円)点」の欄に記載した診療に使用した薬剤等の点数を「(1点10円)点」の欄に記載すること。

(13) 「小計」欄について

ア 「①」欄には、「(1点12円)点」の枠に記載された点数の合計を記載すること。

イ 「②」欄には、「(1点10円)点」の枠に記載された点数の合計を記載すること。

(14) 「⑦食事」欄について

「基準」の「円×回」の項には、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年3月厚生労働省告示第99号)別表食事療養の費用額算定表(以下「食事算定表」という。)の食事療養に係る1食当たりの所定金額及び食事療養を行った回数を記載し、それらに乗じて得られる額を右側の「円」の項に記載すること。

なお、特別食加算を算定した場合には、「特別」の「円×回」の項に、食事算定表の1食当たりの所定金額及び特別食を行った回数を記載し、食堂加算を算定した場合には、「食堂」の「円×日間」の項に、食事算定表の1日当たりの所定金額及び日数を記載し、それぞれについて、それらに乗じて得られる額を右側の「円」の項に記載すること。

「③」欄は、食事療養に係る金額の合計を記載すること。

なお、食事療養に係る金額の合計に1.2を乗じた金額は「⑥」欄に記載するので注意すること。

(15) 「摘要」欄について

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について(通知)(平成10年3月31日老健第70号・保険発第51号)が適用される場合は、調整に係る包括点数の名称を記載すること。

(16) その他

前述の記載事項を記載するほか、各項目に係る記載の方法、内訳等については、厚生労働省記載要領通知別紙1のⅡの第3の1及び2に示された相当する項目の記載要領によること。

3 公害診療報酬明細書(入院外)の記載上の注意事項は次のとおりであること。

(1) 「年 月分」欄、「公害医療手帳の記号番号」欄、「氏名」欄、「公害医療機関の所在地及び名

称」欄、「疾病名」欄、「診療開始日」欄及び「転帰」欄の記載上の注意事項は、2の（1）から（7）によること。

（2）「診療実日数」欄について

診療を行った日数を記載すること。

なお、在宅患者訪問看護・指導料等を算定した日に医師の診療が行われない場合も診療実日数として数え記載すること。その際、「摘要」欄に医師の診療が行われない日に算定された在宅患者訪問看護・指導料等の名称を記載すること。

（3）公害診療報酬明細書の点数表示欄について

公害診療報酬告示別表「第1章公害疾患特掲診療費第1診察料」及び「第3章その他の診療報酬1薬剤料、特定保険医療材料料及び放射性粒子、酸素その他の材料の費用」については、「（1点10円）点」欄に点数を記載すること。「第3章その他の診療報酬2その他」については、「（1点15円）点」欄に点数を記載すること。

（4）「㊸医学管理」欄について

ア 「公害相談」の項には、公害疾患相談料を算定した場合にその回数及び点数を記載すること。

イ 「公害外来療養指導」の項には、

（ア） 公害外来療養指導料を算定した場合にその所定点数を記載すること。

（イ） 居宅において療養を行っている患者に対して、ネブライザー又は超音波ネブライザーを使用した場合の加算（以下「ネブライザー加算」という。）を算定した場合は、当該加算を算定した点数を記載し、「摘要」欄に㊸の記号を表示すること。

（ウ） 公害診療報酬告示別表第1章公害疾患特掲診療費第1診察料の2の注6ただし書の規定により公害外来療養指導料とみなされる指導料等を算定した場合においてネブライザー加算を算定した場合は、当該加算の点数のみを記載し、当該加算の基となる指導料等の点数については、「㊸医学管理」欄の「その他」の項又は「㊹在宅」欄の「その他」の項に記載すること。また、ネブライザー加算を算定した場合にあっては、「摘要」欄に㊸の記号を表示すること。

ウ 「その他」の項には、医科点数表第2章第1部の例により算定した場合にその記号、回数及び点数を記載すること。

（5）「㊹注射」欄について

皮下筋肉内注射及び静脈内注射を行った場合は、「㊹皮下筋肉内」及び「㊹静脈内」の項に、その他の注射を行った場合は、「㊹その他」の項に、注射の種類を記して、それぞれ回数及び注射料に係る点数を記載すること。薬剤料、特定保険医療材料料については、「㊹薬剤」の項にそれぞれ回数及び点数を記載し、その内訳については、「摘要」欄に所定単位当たりの使用薬剤の薬名、使用量及び回数等を記載すること。なお、注射の手技料を包括する点数を算定するに当たって、併せて当該注射に係る薬剤料を算定する場合は「㊹薬剤」の項及び「摘要」欄に同様に記載すること。

（6）「㊺その他」欄について

リハビリテーション料を算定した場合は、中段に当該項目、算定単位数及び合計点数を記載するとともに、「摘要」欄に実施日数を記載すること。また、精神科専門療法を算定した場合は、中段に当該項目、回数及び合計点数を記載すること。

（7）「摘要」欄について

ア 公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について（平成13年5月24日環保企第587号）の第5章第6の2に基づき、療養手当の請求に係る療養日数を証明する書類として、公害診療報酬明細書が利用される場合があるので、訪問看護指示料を算定した明細書については、「診療実日数」欄に係る診療を行った日の日付をすべて記載すること。この場合、1～31の数字を記載し、日付を○で囲むことによって日付の記載に代えても差し支えないこと。

イ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について（通知）（平成10年3月31日老健第70号・保険発第51号）が適用される場合は、調整に係る包括点数の名称を記載すること。

（8）その他

2の（16）によること。

II 公害調剤報酬請求書及び公害調剤報酬明細書に関する事項

薬局たる公害医療機関の診療報酬の請求については、公害調剤報酬請求書に公害調剤報酬明細書を添えて行うものであること。

第1 公害調剤報酬請求書（様式第三号）については、次により取り扱われたいこと。

（1）「年 月分」欄について

調剤の行われた年月を記載すること。

（2）「件数」欄について

公害調剤報酬明細書の件数の合計を記載すること。

（3）「金額」欄について

公害調剤報酬明細書の「合計」欄の「⑩」欄の請求金額の合計を記載すること。

（4）「年 月 日」欄について

公害調剤報酬請求書を提出する年月日を記載すること。

（5）「薬局コード」欄について

厚生労働省記載要領通知別添2第4によりそれぞれの薬局について定められた薬局コード7桁を記載すること。

（6）「公害医療機関の所在地 名称」欄について

公害医療機関である薬局の所在地及び名称を記載すること。

（7）「開設者の氏名又は名称」欄について

薬局開設者の氏名又は名称を記載すること。

（8）「都道府県知事（市長）殿」欄について

自治体名を次の例にならい記載すること。

（例） ○○県知事殿、○○市長殿、○○区長殿

第2 公害調剤報酬明細書（様式第四号）の記載上の注意事項は次のとおりであること。

（1）「年 月分」欄について

調剤の行われた年月を記載すること。

- (2)「公害医療手帳の記号番号」欄について
公害医療手帳の記号番号を記載すること。
- (3)「氏名」欄について
ア 処方せんに記載された患者の氏名を記載すること。
イ 「1男 2女」欄は、該当する性別を○で囲むこと。
ウ 「1明 2大 3昭 4平 年生」欄は、該当する元号を○で囲み、生まれた年を記載すること。
- (4)「公害医療機関の所在地及び名称」欄について
公害医療機関である薬局の所在地及び名称を記載すること。
- (5)「病院又は診療所の所在地及び名称」欄について
処方せンを発行した医師が医療に従事する病院又は診療所の所在地及び名称を処方せんに基づいて記載すること。
- (6)「処方せンを交付した医師の氏名」欄について
処方せンを交付した医師の氏名を記載すること。
- (7)「処方せん受付回数」欄について
調剤基本料算定に係る処方せん受付回数を記載すること。
- (8)「処方」欄について
所定単位（内服薬にあっては1剤1日分、内服用滴剤、屯服薬、注射薬及び外用薬にあっては1調剤分）ごとに、調剤した医薬品名、用量（処方せんにおいて1日用量による記載でないものにあっては1回用量及び1調剤分の投薬全量）、剤型及び用法を記載し、次の行との間を線で区切ること。
- (9)「調剤報酬点数」欄について
「加算料」欄には調剤料に対応する加算を記載すること。したがって、調剤基本料に対応する加算点数は本欄には記載しないこと。
- (10)「小計」欄について
ア 「④」欄には、調剤料の点数の合計を記載すること。
イ 「⑤」欄には、薬剤料の点数の合計を記載すること。
ウ 「⑥」欄には、調剤料に対応する加算料の点数の合計を記載すること。
- (11)「①調剤基本料」欄について
調剤基本料に処方せん受付回数を乗じた点数を記載すること。
- (12)「②時間外等加算」欄について
調剤基本料に係る時間外加算、休日加算、深夜加算又は時間外加算の特例について、上欄に記号を、下欄に加算点数を記載すること。
- (13)「③薬学管理料」欄について
薬学管理料及び薬学管理料に対応する加算について、上欄に記号と回数を、下欄に合計点数を記載すること。
- (14)「合計」欄について
「⑦」欄には、薬剤料以外の点数の合計を記載し、「⑧」欄にはその合計点数に15を乗じて得られる額を記載すること。
「⑨」欄には、「⑤」欄の点数（薬剤料の点数の合計）に10を乗じて得た額を記載すること。

「⑩」欄には、「⑧」欄と「⑨」欄の合計を記載すること。

(15) その他

前述の記載事項を記載するほか、各項目に係る記載の方法、内訳等については、厚生労働省記載要領通知別紙 1 のⅣの第 2 の 1 及び 2 に示された相当する項目の記載要領によること。

Ⅲ 公害訪問看護報酬請求書及び公害訪問看護報酬明細書に関する事項

公害訪問看護報酬を請求しようとするときは、訪問看護ステーション等（公害健康被害の補償等に関する法律施行規則（昭和 49 年総理府令第 60 号）第 16 条第 1 号に規定する訪問看護ステーション等をいう。）ごとに公害訪問看護報酬請求書に公害訪問看護報酬明細書を添えて行うものであること。

第 1 公害訪問看護報酬請求書（様式第五号）の記載上の注意事項は、次のとおりであること。

(1) 「年 月分」欄について

訪問看護の行われた年月を記載すること。

(2) 「件数」欄について

公害訪問看護報酬明細書の訪問看護に係る訪問看護報酬請求件数の合計を記載すること。

(3) 「金額」欄について

公害訪問看護報酬明細書の「合計」欄の「⑥」欄の請求金額の合計を記載すること。

(4) 「年 月 日」欄について

当該請求書を提出する年月日を記載すること。

(5) 「ステーションコード」欄について

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者にあつては、訪問看護療養費請求書等の記載要領について（平成 18 年 3 月 30 日保医発 0330008 号。以下「訪問看護記載要領通知」という。）別添 1 により、それぞれのステーションについて定められたステーションコード 7 桁を記載すること。なお、その他の事業者にあつては記載を要しない。

(6) 「公害医療機関の所在地 名称」欄について

公害医療機関である訪問看護ステーション等の所在地及び名称を記載すること。

(7) 「開設者の氏名又は名称」欄について

事業者の氏名又は名称を記載すること。

(8) 「都道府県知事（市長）殿」欄について

自治体名を次の例にならい記載すること。

（例） ○○県知事殿、○○市長殿、○○区長殿

第 2 公害訪問看護報酬明細書（様式第六号）については、次により取り扱われたいこと。

1 公害訪問看護報酬明細書の記載に関する一般的事項

同一の訪問看護の利用者が訪問看護の終了した月に再度訪問看護の利用を開始した場合においても、1 枚の明細書にまとめて記載すること。

2 公害訪問看護報酬明細書（様式第六号）の記載上の注意事項は次のとおりであること。

(1) 「年 月分」欄について

- 訪問看護の行われた年月を記載すること。
- (2)「公害医療手帳の記号番号」欄について
公害医療手帳の記号番号を記載すること。
- (3)「氏名」欄について
ア 訪問看護を受けた者の氏名を記載すること。
イ 「1男 2女」欄は、該当する性別を○で囲むこと。
ウ 「1明 2大 3昭 4平 年生」欄は、該当する元号を○で囲み、生まれた年を記載すること。
- (4)「公害医療機関の所在地及び名称」欄について
公害医療機関である訪問看護ステーション等の所在地及び名称を記載すること。
- (5)「疾病名」欄について
第一種地域に係る被認定者の場合、「(1)」の項においては、当該被認定者の認定疾病に該当する疾病名に付された記号を○で囲み、「(2)」以下の項には、当該訪問看護報酬請求に係る訪問看護の対象とした認定疾病の続発症名をすべて記載すること。
- (6)「心身の状態」欄について
訪問看護の利用者の心身の状態を記載するものとし、特にその日常生活活動能力(ADL)の状態、認定疾病との関係が明らかになるよう具体的に記載すること。
また、当該月における動脈血酸素分圧または動脈血酸素飽和度のデータを記載すること。
- (7)「訪問開始年月日」欄について
当該訪問看護を開始した年月日を記載すること。
- (8)「訪問終了年月日時刻」欄について
当該訪問看護を終了した年月日及び最後に訪問した時刻を記載すること。
- (9)「実日数」欄について
当該月における訪問看護を行った日数を記載すること。なお、同一日に2回以上訪問看護を行った場合であっても、1日として記載すること。
- (10)「訪問終了の状況」欄について
症状の軽快により訪問看護を必要としなくなった場合は「1軽快」の、介護老人保健施設等に入所した場合は「2施設」の、保険医療機関等に入院した場合は「3医療機関」の、死亡した場合は「4死亡」のそれぞれの番号を○で囲むこと。また、上記に該当しない場合は「5その他」の番号を○で囲み、その内容を括弧内に記載すること。
- (11)「死亡時刻」欄について
訪問看護ターミナルケア療養に係る費用を算定した場合、死亡年月日及び時刻を記載すること。
- (12)「指示期間」欄について
ア 当該訪問看護に係る主治医の交付した最新の訪問看護指示書の指示有効期間を示す年月日を記載すること。
なお、指示年月日の記載がない場合は、指示書の有効期間を交付後1月とみなすこと。
イ 主治医から、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書の交付を受けた場合は、「(特別指示期間)」欄に特別指示の有効期間を示す年月日を記載すること。また、別に厚生労働大臣が定める者について、1ヶ月に2回目の特別訪問看護指示書の交付を受け訪問看護を実

施した場合は、行を改めて「(特別指示期間)」欄に記載すること。

なお、請求を行う月の前月に特別訪問看護指示書の交付を受け、当該請求月においても引き続き当該特別指示による訪問看護を実施した場合にあっては、特別指示があった前月の年月日についても「(特別指示期間)」欄に1回目又は2回目の区別がわかるよう記載すること。

(13)「主治医の属する医療機関の名称」欄について

当該訪問看護に係る訪問看護指示書を交付した医師の所属する保険医療機関等の名称を記載すること。

(14)「主治医の氏名」欄について

当該訪問看護に係る訪問看護指示書を交付した医師の氏名を記載すること。

(15)「㊤基本療養」欄について

ア 「㊤」欄について

保健師、助産師又は看護師が週3日までの訪問看護を行った場合は㊤の「看護師等」の「円×日」の項に、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行った場合は㊤の「理学療法士等」の「円×日」の項に、悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師が行った場合は㊤の「専門の研修を受けた看護師」の「円×日」の項に、訪問看護療養費に係る指定は、訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第67号。以下「訪問看護告示」という。）別表の01の1のイの（1）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）及び当該月に訪問看護を行った日数を記載し、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。また、週4日以降の訪問看護を行った場合は行を改めて、訪問看護告示別表の01の1のイの（2）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）及び当該月において週4日以降の訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。なお、訪問看護告示に規定する同一建物居住者に対し、指定訪問看護を保健師、助産師又は看護師が行った場合、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行った場合、悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師が行った場合についても、訪問看護告示別表の01の2のイに掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の1の注8に掲げる加算額を加算した額）により同様に記載すること。

イ 「㊤」欄について

准看護師が週3日までの訪問看護を行った場合は、訪問看護告示別表の01の1のロの（1）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）及び当該月に訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載し、週4日以降の訪問看護を行った場合は、行を改めて、同告示別表の01の1のロの（2）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、同告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）及び当該月において週4日以降の訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。なお、訪問看護告示に規定する同一建物居住者に対し、准看護師が指定訪問看護を行った場合についても、訪問看護告示別表の01の2のロに掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注

8に掲げる加算額を加算した額)により同様に記載すること。

ウ 「⑬」欄について

末期の悪性腫瘍等の利用者又は特別訪問看護指示書が交付された者に対して、必要に応じて1日に2回指定訪問看護を行った場合は、訪問看護告示別表の01の注7に掲げる難病等複数回訪問加算の額及び当該月において複数回訪問した日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載し、1日3回以上指定訪問看護を行った場合は、行を改めて同様に記載すること。

エ 月の途中で、利用者の住所変更等の理由により加算の算定の有無に異動があった場合には、項目を縦に二分し、それぞれの場合について、算定額、当該月に訪問看護を行った日数及びこれらを乗じて得た額を記載すること。

オ 同一の訪問看護において複数の者が行った場合は、いずれか1人の者についてのみ1日として記載すること。

カ 「⑭」欄について

緊急訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注9に掲げる緊急訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に記載し、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

キ 「⑮」欄について

訪問看護ステーションの看護師等が90分を超える訪問看護を実施した場合は、訪問看護告示別表の01の注10に掲げる長時間訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

ク 「⑯」欄について

同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者に対して、訪問看護ステーションの保健師、助産師又は看護師が同行し同時に訪問看護を行った場合は看護師等の「円×日」の項に、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が同時に訪問看護を行った場合は理学療法士等「円×日」の項に、准看護師が同時に訪問看護を行った場合は准看護師の「円×日」の項に、看護補助者が同行し訪問看護告示別表の01の注12のハを算定する場合は、看護補助者(ハ)の「円×日」の項に、看護補助者が同行し訪問看護告示別表の01の注12のニを算定する場合は、1日に指定訪問看護を行った回数に応じ、看護補助者(ニ)の「円×日」の項に、訪問看護告示別表の01の注12に掲げる複数名訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を記載し、これらを乗じて得た額を右側の「円」に記載すること。

ケ 「⑰」欄について

訪問看護ステーションの看護師等が夜間(午後6時から午後10時まで)または早朝(午前6時から午前8時まで)に訪問看護を実施した場合は、訪問看護告示別表の01の注13に掲げる夜間・早朝訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」に記載すること。

コ 「⑱」欄について

訪問看護ステーションの看護師等が深夜(午後10時から午前6時まで)に訪問看護を実施した場合は、訪問看護告示別表の01の注13に掲げる深夜訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

サ 「①」欄には、基本療養に係る金額の合計を記載すること。

(16)「訪問日」欄について

ア 基本療養費を算定した場合は、訪問看護を行った日について該当する日付を○で囲むこと。

ただし、特別訪問看護指示書に基づき訪問看護を行った場合は、該当する日付を△で囲むこと。

イ 訪問看護を行った日について、1日に2回以上訪問を行った場合は、その日付を◎で囲み、1日3回以上訪問を行った場合は、その日付を◇で囲むこと。

ウ 長時間訪問看護加算を算定した場合は、その日付を□で囲むこと。

エ 複数名訪問看護加算を算定した場合は、その日付を▽で囲むこと。

(17)「㊸管理療養費」欄について

ア 「㊸管理療養費」の項には、月の初日の訪問の場合は、「円＋ 円× 日」の項の左側の「円＋」の項に訪問看護告示別表の02の1に掲げる訪問看護管理療養費の額を記載すること。

イ 月の2日目以降の訪問の場合は、アの記載に加え、「円× 日」の項に訪問看護告示別表の02の2に掲げる1日当たりの訪問看護管理療養費の額及び訪問した日数から1を引いた日数を記載すること。

ウ 右側の「円」の項には、ア及びイにより計算した合計金額を記載すること。

エ 「㊹」欄について

24時間対応体制加算を算定した場合は、「円」の項に訪問看護告示別表の02の注2に掲げる額を記載すること。

オ 「㊺」欄について

特別管理加算を算定した場合は、「円」の項に訪問看護告示別表の02の注3に掲げる額を記載すること。

カ 「㊻」欄について

退院時共同指導加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の02の注4に掲げる額及び当該月において退院時共同指導加算を算定した回数の合計を「円× 回」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。なお、当該加算は、同一日に複数回行った場合であっても1回に限り算定すること。さらに、当該患者が厚生労働大臣の定める特別な管理を必要とする者で特別管理指導加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の02の注5に掲げる額及び当該月において特別管理指導加算を算定した回数の合計を特別管理指導加算の「円× 回」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。特別管理指導加算は、厚生労働省が定める疾病等の患者については当該入院中に2回に限り算定できる。

キ 「㊼」欄について

退院支援指導加算を算定した場合は、「円」の項に訪問看護告示別表の02の注7に掲げる額を記載すること。

ク 「㊽」欄について

在宅患者連携指導加算を算定した場合は、「円」の項に訪問看護告示別表の02の注8に掲げる額を記載すること。

ケ 「㊾」欄について

在宅患者緊急時等カンファレンス加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の02の注9に掲げる額

及び当該月において、在宅患者緊急時等カンファレンス加算を算定した回数の合計を「円×回」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。なお、当該加算は、同一日に複数回行った場合であっても1回に限り算定すること。

コ 「㉔」欄について

看護・介護職員連携強化加算を算定した場合は、「円」の項に訪問看護告示別表の02の注11に掲げる額を記載すること。なお、看護・介護職員連携強化加算を算定した場合は、「特記事項」欄に介護職員等と同行訪問した日を併せて記載すること。

サ 「②」欄には、管理療養に係る金額の合計を記載すること。

(17)「㉔情報提供療養費」欄について

当該月において、当該訪問看護の利用者の居住する市（区）町村等に対して利用者に関する訪問看護の状況等の情報を提供した場合に、訪問看護告示別表の03に掲げる訪問看護情報提供療養費の額を記載し、「提供した情報の概要」欄にその内容を、「情報提供先の市（区）町村等の名称」欄には、利用者の居住する市（区）町村等の名称をそれぞれ記載すること。

(18)「㉔ターミナルケア療養費」欄について

訪問看護ステーションが、在宅で死亡した利用者について、死亡日及び死亡日前14日以内の計15日間に2回以上訪問看護管理療養費を算定し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアの支援体制について利用者及びその家族に対して説明を行った上でターミナルケアを行った場合に、訪問看護告示別表の05に掲げる訪問看護ターミナルケア療養費の額を記載し、「死亡時刻」欄に死亡年月日及び時刻も併せて記載すること。

(19)「合計」欄について

ア 「⑤」欄には、「基本療養」欄の「①」欄の金額、「管理療養」欄の「②」欄の金額、「情報提供療養」欄の「③」欄の金額及び「ターミナルケア療養」欄の「④」欄の金額を合計した額を記載すること。

イ 「⑥」欄には、「⑤」欄の金額に1.5を乗じて得られる額を記載すること。

(20) その他

前述の記載事項を記載するほか、各項目に係る記載の方法、内訳等については、訪問看護記載要領通知別紙のⅡの第2の相当する項目の記載要領によること。

【記入上の注意】

※1 診療（調剤）の行われた年月を記載してください。
また、複数月の公害診療報酬を請求される際は、各診療月を請求書1枚にまとめて請求してください。

※1 年 月 分

公害診療報酬等請求書 ※記入例

令和元年 7 月 8 月 9 分

次のとおり請求します。

区 分	入 院		入院外（調 剤）		訪 問 看 護	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
請 求 額		円	※2	円		円
※決 定 額		円		円		円

※決定額は記入しないでください

※2 該当する治療区分に件数と金額を記入してください。

※3

年 月 日

※3 請求日（診療月の翌月1日以降）を記入してください。

都道府 県番号	点数表 番号	医療機関コード (薬局コード)
	※4	

※4 都道府県番号、点数表、医療機関（薬局）コードを記入してください。

公害医療機関

郵便番号

住所

名称

※5

開設者

印

(宛て先) 川崎市長

※5 郵便番号、住所、医療機関（薬局）の名称、開設者について記入し、押印してください。

(注)

都道府 県番号	点 数	医療機関コード (薬局コード)
1 4	1 5	0 0 0 0 0 0 0

※1 ※2 ※3

ソ ロ	審 査	シ ス テ ム
--------	--------	------------------

審査番号

※1 都道府県番号を記載すること (例) 神奈川 14 東京 13

※2 医療機関は「1」、薬局は「4」、訪問看護ステーションは「7」を記載すること

※3 医療機関コード（薬局コード）は7ケタを記載すること
(支払基金等に請求する際に使用する番号です)

【記入上の注意】

様式 第二号 (二)

※1 年月分 公害診療報酬明細書(入院外)

公害医療手帳の記号番号 川崎20					
氏名	※2				
男・女	明	M	大	T	昭
				S	年生

公害医療機関の所在地及び名称

※4

疾病名	(1) イ 慢性気管支炎 ハ ぜん息性気管支炎	ロ 気管支ぜん息 ニ 肺気しゅ
	※3	
	(3)	

診療開始日	(1) 年 月 日 (2) 年 月 日 (3) 年 月 日	転帰	治癒	死亡	中止	診療実日数	※6 日
	※5						

		(1点15円) 点	(1点10円) 点
⑪ 初診	時間外・休日・深夜 回		
⑫ 再診	再 診 × 回		
	外来管理加算 × 回	※7	
	時間外 × 回		
	休日 × 回		
⑬ 公害相談	公害相談 回		
	医学 公害外来療養指導 回		
⑭ 在宅	往診 回		
	夜間 回		
	深夜・緊急 回		
	在宅患者訪問診療 回		
⑯ 投薬	②① 内服 { 薬剤 単位 × 回		
	②② 頓服 { 薬剤 単位 × 回		
	②③ 外用 { 薬剤 単位 × 回		
	②⑤ 処方 × 回		
	②⑥ 麻薬 回		
	②⑦ 調基 回		
	③① 皮下筋肉内 回		
③② 静脈内 回			
	③③ その他 回		
	③④ 薬剤 回		
④① 処置 薬剤 回			
⑤① 手術 薬剤 回			
⑥① 検査 薬剤 回			
⑦① 画像診断 フィルム等 回			
⑧① 処方せん 回			
⑨① その他 薬剤 回			
小 計		① 点	② 点
合 計	③ 15円×①		円
	④ 10円×②		円
	⑤ ③+④		円
※ 決 定			円

- ※1 診療年月を記入してください。
- ※2 川崎市の公害医療手帳の番号(下4桁)及び患者名等を記入してください。
- ※3 認定疾病名を選択してください。続発症(合併症)については、疾病名を記入してください。
- ※4 公害医療機関の所在地及び名称を記入してください。
- ※5 診療開始日を記入してください。
- ※6 診療実日数を記入してください。
- ※7 各点数は、網掛けになっていない点数欄に記入してください。なお、注射料は、手技料(1点15円)と薬剤料(1点10円)に分けて算定することになります。同様に投薬、処置、手術、検査の薬剤料、画像診断のフィルム等についても1点10円の欄に分けて算定することになりますのでご注意ください。

注意 ※印の欄は、記入しないこと。

備考

この用紙は、日本工業規格A列4番黒刷りとする。

様式第四号

公害調剤報酬明細書

✖ 3

✖ 6

~~7~~ 7

✖ 8

注意 ※印の欄は、記入しないこと。

備考

この用紙は、日本工業規格A列4番黒刷りとする。こと。